

兵庫県営住宅入居申込案内書

(有効期間 令和7年4～12月)

県営住宅は、住宅に困窮されている低所得の方々のために、兵庫県が提供している公営住宅です。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、申込資格や収入に応じた家賃制度などさまざまな制限や義務が定められています。

県営住宅は、毎月、募集を行っており、入居者の年齢や現況等に応じて、若者世帯や高齢者・障害者世帯向けの優先入居枠や、親・子・孫の三世代が近居できる募集制度を設けています。

入居のご検討に際しては、まずは、この「兵庫県営住宅入居申込案内書」をよくお読みいただくようお願いいたします。

1 県営住宅入居の申込資格（詳しくは4～8ページをご覧ください）

- (1) 兵庫県内に住んでいる（一定の要件を満たせば県外でも可）か、兵庫県内に勤務している方
- (2) 単身者又は2人以上の場合は夫婦又は親子を主とする世帯
- (3) 世帯の収入が一定の額以下の方
- (4) 住宅に困っておられる方 等

2 優先取扱い住宅の種類（詳しくは15～17ページをご覧ください）

- (1) 若者世帯(新婚・子育て世帯、母子・父子世帯等)
- (2) 高齢者・障害者世帯
- (3) 特定世帯
- (4) 特定妊婦等世帯(募集のない月もあります)

3 中堅所得者向住宅(サンライフ)（詳しくは52～57ページをご覧ください）

県営住宅の収入基準を超過している方向けの住宅のご案内

●その他注意事項

- ・各月の募集期間等のスケジュールは1ページをご覧ください。
- ・各月の募集期間・募集住宅は、毎月中旬に配布する別冊「募集住宅一覧表」にてご案内しています。
- ・毎月の定時募集のうち、応募のなかった住宅は、抽選後に先着順で入居を受け付けます。
- ・一部の住宅は、常時募集団地として先着順で随時入居を受け付けています。
- ・県営住宅への入居を希望される方は「募集住宅一覧表」に同封している「申込書」により、応募するようお願いいたします。
- ・申込資格等の年齢は、募集期間末日現在の満年齢とします。

兵 庫 県 ・ 兵 庫 県 住 宅 供 給 公 社
(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)
T C 急 コ ミ ュ ニ テ イ ス
(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)
兵庫 東 神 鋼 不 動 産 サ ー ビ ス
県 吹 県 公 社 住 宅 ー ビ ス
営 穴 営 ハ ウ ジ ン グ サ ー ビ ス

目 次

	ページ
● 県営住宅入居申込案内	
○ 2025年度の県営住宅入居者募集計画について……………	1
○ 申込みから入居まで ……………	2
○ マイナンバー制度の導入及びマイナンバーの登録について ……………	3
○ 申込資格 ……………	4
○ 募集住宅の優先取扱いについて ……………	1 5
○ 三世代の優先入居について ……………	1 8
○ 政令月収額の求め方 ……………	2 0
○ 収入基準早見表 ……………	2 4
○ 明舞団地の特例措置について ……………	2 5
○ 家賃について ……………	2 7
○ 住宅一覧表の見方 ……………	2 8
○ 申込書の記入にあたって ……………	3 0
○ 三世代優先入居（近居タイプ）居住状況表の記入例 ……………	3 3
● 県営住宅駐車場について ……………	3 5
● 募集住宅の説明 ……………	3 9
◎ シルバーハウジング ……………	4 0
◎ 高齢者世帯向特定目的住宅……………	4 1
◎ コレクティブハウジング ……………	4 2
◎ 車椅子対応住宅 ……………	4 4
◎ 高齢者対応住宅 ……………	4 5
◎ 定期借家住宅 ……………	4 6
◎ 特別募集住宅 ……………	4 7
● 各団地の注意事項 ……………	4 8
● 中堅所得者向住宅（サンライフ）の募集 ……………	5 2
● 市町受付募集について……………	5 9
● 入居申込案内書等の配布場所一覧 ……………	6 1
● 申込みに関するお問合せ先と抽選会の立会いについて【裏表紙】	

2025(令和7)年度の県営住宅入居者募集計画について

2025（令和7）年度の県営住宅の入居者募集は、以下のとおりです。

○今年度の募集日程は、2025（令和7）年4月現在下記のとおりですが、変更する場合がありますので、それぞれの募集予定月の前にお問合せください。

募集 月	募集期間 (募集住宅一覧表配布開始日)	抽選日	抽選結果 通知日	入居 時期 目安
4月	4月18日(金)～4月24日(木) (4月14日(月)一覧表配布開始)	5月14日(水)	5月29日頃	7月 末頃
5月	5月23日(金)～5月29日(木) (5月19日(月)一覧表配布開始)	6月11日(水)	6月26日頃	8月 末頃
6月	6月20日(金)～6月26日(木) (6月16日(月)一覧表配布開始)	7月9日(水)	7月24日頃	9月 末頃
7月	7月25日(金)～7月31日(木) (7月18日(金)一覧表配布開始)	8月13日(水)	8月28日頃	10月 末頃
8月	8月22日(金)～8月28日(木) (8月18日(月)一覧表配布開始)	9月10日(水)	9月25日頃	11月 末頃
9月	9月18日(木)～9月25日(木) (9月11日(木)一覧表配布開始)	10月8日(水)	10月23日頃	12月 末頃
10月	10月24日(金)～10月30日(木) (10月20日(月)一覧表配布開始)	11月12日(水)	11月27日頃	1月 末頃
11月	11月20日(木)～11月27日(木) (11月14日(金)一覧表配布開始)	12月10日(水)	12月25日頃	2月 末頃
12月	12月19日(金)～12月25日(木) (12月15日(月)一覧表配布開始)	1月14日(水)	1月29日頃	3月 末頃
1月	1月23日(金)～1月29日(木) (1月19日(月)一覧表配布開始)	2月10日(火)	2月25日頃	4月 末頃
2月	2月19日(木)～2月26日(木) (2月13日(金)一覧表配布開始)	3月11日(水)	3月26日頃	5月 末頃
3月	3月19日(木)～3月26日(木) (3月13日(金)一覧表配布開始)	4月15日(水)	4月30日頃	6月 末頃

申込みから入居まで

申 込 み

募集期間内の消印があり、翌週の月曜日（休日の場合は翌日）までに必着のこと。

※募集月によっては翌週の月曜日と異なる場合があります。

※消印については、投函時刻が遅い場合、翌日の消印となることがありますのでご注意ください。

※申込書類や入居手続き書類は公的な書類です。鉛筆や消せるボールペン等、消すことができる筆記具で作成された場合、受付できません。

申込資格等の確認

申込書に記入もれ、記入不備等がある場合は受付できません。

※世帯の状況等については該当する項目を必ず全て（複数）回答するようにお願いします。

申込書の返送

抽 選 会

申込者が募集戸数を上回ったときは、立会人の下で厳正な抽選により当選者・補欠者を決定します。

※抽選会の立会いを希望される方は、裏表紙をご覧ください。

抽選結果の通知

「抽選結果のお知らせ」は抽選後およそ2週間前後で送付します。電話や窓口でのお問い合わせはご遠慮ください。

資格審査のご案内（当選者）

入居予定時期にあわせて別途通知します。

※補欠当選された方には、当選者が入居等されなかった場合にご案内します。

資格審査

失 格

- ・提出書類（所得証明書、戸籍謄本等）に基づき資格審査を受けていただき、入居資格の正式な決定を行います。（審査の結果、失格となることがあります。）
- ・収入申告の際に必要な情報を取得するため、個人番号が記載された住民票の写しとマイナンバー登録申請書の提出をお願いします（提出は任意ですが、登録することで、入居後は、原則として課税証明書の添付が不要となります）。
- ・指定する期間内に申込者本人が必ず来所してください。来所されない場合は、当選を取り消すことがあります。

請書審査

請書（賃貸借契約にかわるもの）を提出していただきます。

入居説明会

入居手続時までに敷金として家賃の3か月分（礼金や仲介手数料はいただきません。）を納付していただきます（敷金の入金を確認の上で鍵をお渡しします）。

入 居

- ・当選（登録）順位にしたがって、入居のあっせんを行います。
- ・住宅の修繕工事の進ちょく等の都合により、入居可能日が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

マイナンバー制度の導入及びマイナンバーの登録について

- ・ 平成 27 年 10 月からマイナンバー（個人番号）の通知カードが各世帯に送付され、希望者に対しては個人番号カード（顔写真付き・裏面にマイナンバーが記載）が交付されているところです。
- ・ 公営住宅の管理業務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）にマイナンバーの利用対象事務とされています（一部の住宅を除く。）。
- ・ 平成 28 年 4 月から兵庫県営住宅においてもマイナンバー制度を導入し、兵庫県営住宅にお住まいの方のマイナンバーの登録を進めています。提出は任意ですが、下記の利便性向上が期待できますので、**資格審査の際に、住民票の写しとマイナンバー登録申請書の提出をお願いします。**
- ・ これにより、兵庫県営住宅に入居後、各種申請時にご自身で取得、提出していただいていた公的機関発行の一部の証明書の添付を省略できるようになります。（各年度の収入申告の際、マイナンバー登録者は課税証明書の添付を原則として省略しています。）
- ・ マイナンバーの登録に必要な書類等については、それぞれの県営住宅を管轄する事務所（裏表紙参照）にお問い合わせください。
- ・ 兵庫県及び管轄事務所においては、皆さんのマイナンバー及びその関連書類を厳正に管理します。
また、マイナンバー法並びにこれに関連する法令、条例及び規則に定める事務以外に皆さんのマイナンバーを利用して特定個人情報を取得、利用することはありません。

※ 兵庫県営住宅の指定管理者を騙^{かた}ってマイナンバーを聞き出すような電話や戸別訪問には十分ご注意ください。

申 込 資 格

次の（１）から（７）までのすべてに該当することが必要です。

（注意）今後の制度の見直しに伴い、申込資格が変更になることがあります。

（１）申込者本人が、兵庫県内に住んでいるか、兵庫県内に勤務している方

- ・ 住民票や在職証明書等で、その事実が確認できる方でなければなりません。

【下記の※に該当する世帯は、（１）の要件を満たしていなくても申込みできます。】

- ※ 県外に住んでいる合計年齢が 80 歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）（LGBT 等のパートナー同士も要件を満たせば申込可）。ただし、申込みできる住宅は、別冊子の募集住宅一覧表の備考欄に「県外可」と記載している住宅です。
- ※ 県外からの移住・定住希望者を対象とした「お試し居住」は要件が異なります。詳しくは、兵庫県ホームページ「兵庫県営住宅の募集・管理」でご確認ください。
- ※ 県外からの三世代の優先入居については、すでに親世帯が県内に住んでいる場合に限り、県外の子孫世帯が申込みできます（詳しくは 18 ページをご覧ください）。
- ※ 震災時（平成 7 年 1 月 17 日）に該当市町（17 ページ参照）に住んでおられた方で、阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅に居住できなくなり、兵庫県の区域外に転出された方。
ただし、市町長等が発行する全壊（焼）または半壊（焼）の災証明書（写）の提出が必要です。詳細は 17 ページの「阪神・淡路大震災の被災者世帯について」の項を参照してください。
- ※ ハンセン病療養所入所者等世帯（6 ページ参照）に該当する方。

（２）申し込む家族の人数が 2 人以上の場合は、その家族構成が夫婦または親子を主とする方

- ・ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童も入居できます。
- ・ 婚約者と申し込む場合は、婚約証明書を提出してください。
- ・ 内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫、未届けの妻となっていると、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる方
- ・ 単身者は、「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅に申込みができます。

※ 単身の方が「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅に申し込む場合は、戸籍謄本（離婚されている場合は、離婚成立の日が記載された戸籍謄本）・住民票等で単身であることを確認します。なお、16、17 ページ「3 特定世帯優先住宅について」の⑥及び⑧、17 ページ「4 特定妊婦等世帯優先住宅について」に記載の方で、配偶者（内縁関係を含む）と同居することが難しいと認められる場合は、配偶者がいる場合も単身での申込みが可能です（また、例えば夫を除く母と子 2 名等での申込みも可能です）（不自然な世帯分離とは見なしません）。

※ 夫婦の別居、友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居世帯など、不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことができません。

※ 兵庫県パートナーシップ制度又は兵庫県内の市町における同等の制度において、パートナーシップ制度受理証明書等の交付を受けた（予定も可）方については、婚姻関係にある者とみなし、県営住宅（市町の制度を利用されている方は、当該市町内にある県営住宅）への入居申込みが可能です（詳細は各管轄事務所までお問い合わせください）。

（３）政令月収額が１５８，０００円以下の方（計算方法は２０～２３ページ）

ただし、下表に該当する**裁量階層世帯**で、政令月収額が**２１４，０００円、又は２５９，０００円以下**であれば申込みできます。

《 裁量階層世帯 》優先取扱いについては、15～17 ページをご覧ください。

該当世帯区分	該当要件	政令月収額	優先取扱い
①新婚・子育て世帯	①合計年齢が 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む） ②同居者に 18 歳未満の扶養親族である方がいる世帯	259,000 円	新婚・子育て世帯
②母子・父子世帯	配偶者（婚約・内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に 20 歳未満の扶養親族である子がいる世帯	259,000 円	母子・父子世帯
③多子世帯	同居者に 18 歳未満の扶養親族である子が 3 人以上いる世帯	259,000 円	多子世帯
④若年夫婦世帯	合計年齢が 80 歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）	214,000 円	若年夫婦世帯 奨学金返済者世帯（夫婦）
⑤若年単身者世帯	40 歳未満の単身者の世帯	214,000 円	奨学金返済者世帯（単身）
⑥高齢者世帯	申込者本人が 60 歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方であるときに限る） （年齢は募集期間末日現在の満年齢）	214,000 円	高齢者世帯
⑦障害者世帯	入居する方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯 ①身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方 ②精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方 ③療育手帳「A」又は「B 1」判定の方 ④障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障害のある方	214,000 円	障害者世帯

該当世帯区分	該当要件	政令月収額	優先取扱い
⑧戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑨被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑩中国残留邦人等世帯	入居する方の中に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑪引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑫ハンセン病療養所入居者等世帯	入居する方の中にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑬DV被害者世帯	入居する方の中に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた方を含む）で、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ②配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ③困難な問題を抱える女性への支援に関	214,000 円	特定世帯

	する法律第 9 条第 1 項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方 ④配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他知事が別に定める行政機関または配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方 ※ 一時保護については県立女性家庭センター等の証明が、裁判所の命令については同命令の写し等が必要 ※ ③④を証明する書類の詳細については各管轄事務所にお問い合わせください		
⑭特定疾患 傷病者世帯	入居する方の中に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で 18 歳以上であるものその他これに類する者として知事が別に定めるものがある世帯	214,000 円	特定世帯
⑮犯罪被害者 等世帯	入居する方の中に犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯	214,000 円	特定世帯
⑯阪神・淡路大 震災被災者 世帯	震災時の世帯主が次のいずれかに該当する世帯 ①阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定する滅失した住宅に居住していた方又は移転が必要となった方 ②平成 7 年 1 月 17 日において阪神・淡路大震災に係る同法第 21 条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた方のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出した方	214,000 円	特定世帯

(4) 現在、次の①から⑪までのいずれかの理由により住宅に困っておられる方

- ① 現在お住まいの民間賃貸住宅・公社賃貸住宅・UR 賃貸住宅等の家賃が収入と比較して高すぎる（生活保護受給中の方は、自己負担額（住宅扶助額との差額）がある方）。
- ② 現在兵庫県内の市町営住宅・他都道府県の公営住宅に居住している。
（※ 他都道府県の公営住宅に居住している場合は、合計年齢が 80 歳未満の夫婦の世帯等が申込可。詳しくは申込資格（1）（4 ページ）参照。）
- ③ 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ④ 半壊住宅やバラック等に住んでいる。
- ⑤ 他の世帯と同居している。
- ⑥ 住宅がないため、親族と別居している。
- ⑦ 現在の住宅が世帯人員に比して著しく狭く、国が目標とする最低居住水準以下である（次頁（兵庫県営住宅にお住まいの方の申込みについて）アを参照）。
- ⑧ 正当な立退要求を受けているが、立退き先がない（家賃の不払い等自己の責めに帰する場合を除く）。
- ⑨ 通勤時間が片道 90 分以上（公共交通機関を利用し、待ち時間を除いた時間）かかる（時刻表等で確認します）。
- ⑩ 婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている。
- ⑪ その他客観的にみて、上記のいずれかと同様の理由により住宅に非常に困っている（騒音、日当り等生活環境による理由は該当しません）。
 - ・ 持ち家のある方は、兵庫県が指定する入居時までには持ち家を処分できることが必要です。

(5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 入居許可日から 14 日以内に申込書記載の世帯員全員が入居できる方

(7) 連絡人を立てられる方

連絡人 1 名が必要です。

※ 連絡人は、入居者と連絡が取れない場合の緊急時の連絡先です。連帯保証人のように滞納家賃の支払いを求めることはありません（相続人となった場合を除きます。）。

※ 東日本大震災の被災者で、福島復興再生特別措置法の入居者資格の特例に該当する方は、（1）（3）の要件を満たしていなくても申込みできます。

また、東日本大震災時に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施設の推進に関する法律に規定する支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）は、（1）の要件を満たしていなくても申込みできます。（3）の要件についても特例があります（21 ページ参照）。

(兵庫県営住宅にお住まいの方の申込みについて)

現在、兵庫県営住宅に入居されている方（同居人は除く）は申込みできませんが、次に該当する場合で、かつ、家賃及び共益費（県徴収分・自治会徴収分）の滞納がない方に限り申し込むことができます。

ア 現在の住宅が世帯人員に比して著しく狭く、国が目標とする最低居住水準以下（下記参照）の場合

- ・ 単身者：25㎡
- ・ 2人以上の世帯：10㎡×世帯人数＋10㎡

※1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された人数が2人に満たない場合は2人とする。

※2 世帯人数（※1の適用がある場合は適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

イ 通勤時間が片道90分以上（公共交通機関を利用し、待ち時間を除いた時間）かかる場合（時刻表等で確認します）

ウ 一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方が、特定の住宅に申込みされる場合で、下表にあてはまる場合

申込できる世帯	申込できる住宅
60歳以上の方がいる世帯	高齢者対応住宅（45ページ参照）
60歳以上の単身（者）世帯	シルバーハウジング （40ページ参照） 高齢者世帯向特定目的住宅 （41ページ参照）
① いずれか一方が60歳以上の夫婦世帯 ② 60歳以上の方のみからなる2人以上の世帯 ③ 60歳以上の方と中度以上の障害者等からなる世帯 ④ いずれか一方が60歳以上の夫婦と中度以上の障害者等からなる世帯	シルバーハウジング （40ページ参照）
60歳以上の方と次のいずれかの方のみからなる世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の方 ③ 中度以上の障害者等 ④ 50歳以上の方	高齢者世帯向特定目的住宅 （41ページ参照）
車椅子常用者のいる世帯	車椅子対応住宅（44ページ参照）

※「中度以上の障害者等」については次頁参照

中度以上の障害者等に該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方
- ③ 療育手帳「A」または「B 1」判定の方
- ④ 障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障害のある方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

エ 現在兵庫県営住宅に居住する親子のどちらかが、介護または被介護のため親子のどちらかの住宅の近くに居住することを希望する場合

① 当選後、介護が必要であることを証明する書類（介護事業所の利用証明書等）及び戸籍謄本等の提出が必要です。

② 同一又は近接（同じ又は隣接する市・町・区（神戸市）内）する県営住宅への申込みに限ります。

③ 県営住宅に住む親子のどちらもが、同時に申込みすることはできません。

オ 新婚世帯又は子育て世帯を対象に 10 年の期限に限り入居を許可している住宅に、入居許可日から 5 年以上居住している場合

カ 現在、17 ページ「4 特定妊婦等世帯優先住宅について」の優先枠を利用して県営住宅に入居されている方

キ 現在居住している兵庫県営住宅において建替及び集約の事業が予定されており、募集を停止している場合（県が団地自治会等に説明会を開催した住宅に限ります。）

ク 現在居住している借上げに係る兵庫県営住宅において、期間満了までの明渡しを求められている場合

【 申込み上の注意事項 】

- 1 申込みは1世帯につき1通に限ります（二重申込みや現在の家族構成を変更した重複申込みは無効です）。
- 2 申込み前の内覧はできません。兵庫県ホームページの「兵庫県営住宅の募集・管理」にて、主な県営住宅の間取りの一例を掲載していますので参考にしてください。

3 世帯の人数に応じた住宅へ申込みください。

- ・ 単身世帯は、申込区分欄が「単身含め何人でも可」または「単身のみ」の住宅に限り申し込むことができます。
- ・ 申込区分欄の表示に応じて申し込んでください。
（例）「2人以上」 → 2人以上の世帯しか申込みできません。

【ただし、次にあてはまる世帯は、世帯人数の要件を緩和しています。】

- ・ 高齢者世帯又は障害者世帯は、一般仕様の住宅のうち、募集にあたり優先取扱いが設定されていない住宅については、世帯人数が「申込区分（人数要件）」に満たない場合でも申し込むことができます。

①高齢者世帯	・ 60歳以上の方のみの世帯（単身者も含む） ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯 ・ 60歳以上の方（いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の方のみの世帯
②障害者世帯	・ 身体障害者手帳1～4級の方がいる世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方がいる世帯 ・ 療育手帳「A」又は「B 1」判定の方がいる世帯 ・ 障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方がいる世帯

- 4 「兵庫県営住宅入居申込書」は正確に記入してください。また、世帯の状況等については該当する項目を必ず全て（複数）回答するようにお願いします。
※奨学金返済者、母子・父子世帯優先枠の応募資格の確認に必要です。

- 5 住宅困窮度や所得等については、必要に応じて市町、会社などに事実確認をすることがあります。

- 6 申込資格を満たしても、次にあてはまる方（同居者を含む）は、申込みできません。

- （1）団地内で円満な共同生活ができない方
- （2）所得税法等により所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方

- (3) 家賃や損害賠償金等を滞納して公営住宅等を退去したが、現在も家賃・損害賠償金・県営住宅の共益費（県徴収分）の滞納を解消していない方（名義人及び名義人の配偶者のみ）
 - (4) 兵庫県から明渡し訴訟を提起され、強制執行により県営住宅を退去した方（名義人及び名義人の配偶者のみ）
- 7 3回以上、当選・入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていない方と判断する場合があります。
- 8 申込み後に住宅や世帯構成等の変更はできません。
- 9 県営住宅入居申込書により失格（申込資格要件に欠ける等）や、無効（募集団地以外への応募等）であることが明らかな場合、及び申込書の記載内容が不明瞭な場合は返却します。募集期間内に再提出がない場合、申込みは無効となります。
- 10 兵庫県が指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。
- 11 下記のような条件付で申込み可能となる方は、兵庫県が指定する入居日までに条件を満たすことができなければ、入居できなくなります。
- (1) 持ち家のある方 → 持ち家を処分できていること。
 - (2) 離婚調停中の方 → 離婚が成立していること。
(離婚が成立していない場合においても、家庭裁判所が発行する事件係属証明書の写し及び誓約書を提出できれば入居を認めます)
- 12 新婚・子育て世帯は、家賃3ヶ月分の敷金を免除します。
※当選された場合、「敷金免除申請書」の提出が必要となりますので、申請する場合は当選後の必要書類提出時に忘れず提出してください。

当選された方には、後日必要書類を提出していただき、入居資格審査を行います（必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります）。 入居資格審査により、申込等の記載内容が事実と異なるときは「失格」となります。
--

【 入居上の注意事項 】

- 1 県営住宅は、新築住宅を除き、建築後の年数などによって損耗しています。
また、前入居者が退去した住宅を部分的に修繕した後に、入居していただきます。
修繕は、生活を営まれるうえで支障をきたす部分のみ行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、あらかじめご了承ください。
- 2 団地内では、ペット（犬・猫・鳥等動物）の飼育は禁止しています。
ただし、身体障害者補助犬は、受け入れを認めています。
- 3 団地内では、駐車場以外に自動車の駐車は原則としてできません。
（周辺道路は、駐車禁止です。）
- 4 入居後、住民票の提出等により、住所を移転していることを確認します。
- 5 入居後、住戸内の改造は基本的に認めていません（手すり等の設置や家具転倒防止のための壁等への穴開けについては、各県営住宅の管轄事務所への申請が必要となります）。
一部の住宅では、住居内に手すり等、前入居者の設置物が残っていることがあります。
- 6 入居後は毎年、当該年度の 10 月 1 日現在で 16 歳以上の方の収入を申告していただきます。申告書の提出がない等により収入が認定できない場合は、近傍同種の住宅の家賃が適用されます。また、収入の変動により一定額以上になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 7 団地に入居すると、原則、各団地の自治会に入会し、清掃、防火・防犯活動等に参加していただきます。
また、家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（原則自治会が徴収※）として、電気代（防犯灯、階段灯、エレベーター等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となるほか、自治会によっては自治会費が必要となります。
※ 共益費の一部を県が家賃とあわせて徴収する場合があります。
- 8 平成 28 年 4 月から電気の小売業への参入が全面自由化され、また、平成 29 年 4 月から都市ガスの小売業への参入が全面自由化されたことで、消費者が電力会社やガス会社、料金メニューを自由に選択できるようになりました。
・小売電気事業者や小売りガス事業者とは県や指定管理者を通さず直接契約できますが、政府登録の事業者か、また居住地域が事業者の供給地域になっ

ているか確認してください(経済産業省資源エネルギー庁のホームページで確認できます)。

- ・「料金が必ず安くなる」などの勧誘トークや便乗商法に気をつけてください。
※電力やガスの使用量によっては、必ず安くなるわけではありません。
- ・LPG（プロパンガス）の場合は、適用できません。

- 9 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります。
- 10 家賃と県が徴収する共益費は、銀行等の口座振替で県に納めていただきます（毎月の末日までに支払っていただきます）。
- 11 退去時には、原則、破損・劣化箇所の修繕・交換など原状回復を行っていただきます。なお、畳の表替え、ふすま（天袋を含む）の張り替えについては、使用期間の長短にかかわらず行っていただきます。
- 12 住戸によっては、網戸やカーテンレール、玄関の呼び鈴（ベル）、便座の蓋、換気扇等が設置されていない場合もあります。
必要な場合は入居者負担となります。
- 13 住戸によっては、エアコン用コンセントが設置されていない場合があるほか、エアコン用コンセント、冷蔵庫用コンセント、洗濯機用コンセントがアース付ではない場合もあります。
必要な場合は入居者負担となります。
- 14 分電盤の増設や取替え等はできません。
- 15 平成元年以前に管理を開始した県営住宅の風呂設備は、シャワーがついていないものが標準仕様となります。
また、管理開始が古い(昭和～平成初期頃)住宅は給湯設備がない場合(浴室はいわゆるバランス釜)があるため、応募前に各管理事務所に問い合わせるなどよくご確認ください。
- 16 住宅等を損傷した場合、入居者負担で修繕を行っていただきます（別途負担区分の定めあり）。

募集住宅の優先取扱いについて

募集住宅一覧表の「優先取扱い」の欄に下記の優先取扱い表示がある住宅については、それぞれの要件に該当する方のみ申込むことができます。

1 若者世帯優先住宅について

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、必要な期間に切れ目なく県営住宅に入居できるように下記のとおり優先枠を設定します。

①新婚・子育て等されている世帯 [政令月収額：259,000 円]

名称	世帯要件	
	①夫婦の年齢等	②子の年齢等
(1) 新婚・子育て世帯優先	合計年齢が 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦（婚約・内縁関係を含む）	なし
	なし	18 歳未満の扶養親族である方
(2) 母子・父子世帯優先	配偶者（婚約・内縁関係を含む）のいない方（児童扶養手当証書等により確認できること）	20 歳未満の扶養親族である子
(3) 多子世帯優先	なし	18 歳未満の扶養親族である方が 3 人以上

②夫婦世帯 [政令月収額：214,000 円]

名称	世帯要件	
	② 夫婦の年齢等	②子がいる場合の年齢等
(1) 若年夫婦世帯優先	合計年齢が 80 歳未満の夫婦（内縁関係を含む）	なし
	合計年齢が 80 歳未満の婚約者の世帯	なし
(2) 奨学金返済者世帯（夫婦等）	合計年齢が 80 歳未満の夫婦（婚約・内縁関係含む）のいずれか又は上記①(2)の母子・父子世帯の親（年齢が 40 歳未満に限る）が自身のための奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者	なし ※母子・父子世帯の場合は 20 歳未満の扶養親族 ※子の奨学金は対象外

③単身世帯 [政令月収額：214,000 円]

名称	世帯要件
(1) 奨学金返済者世帯（単身）	年齢が 40 歳未満で奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者である世帯

2 高齢者・障害者世帯優先住宅について [政令月収額：214,000 円]

住宅の確保に配慮が必要な高齢者世帯と障害者世帯へ円滑に住宅を供給するため、区別せず合わせて優先枠を設定します。（いずれかの要件に合致する場合に応募可能です。）

名称	世帯要件
(1) 高齢者・障害者世帯	・ 60 歳以上の方のみの世帯（単身者も含む） ・ いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯

	・ 60 歳以上の方（いずれか一方が 60 歳以上の夫婦を含む）と 18 歳未満の方のみの世帯
	・ 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方がいる世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方がいる世帯 ・ 療育手帳「A」又は「B 1」判定の方がいる世帯 ・ 障害基礎(国民)年金又は障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障害のある方がいる世帯

3 特定世帯優先住宅について [政令月収額：214,000 円]

各世帯を区別せず合わせて優先枠を設定します。

①戦傷病者世帯 優先	・ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方がいる世帯
②被爆者世帯 優先	・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
③中国残留邦人等 世帯優先	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯
④海外引揚者 世帯優先	・ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯
⑤ハンセン病者 世帯優先	・ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑥DV被害者 世帯優先	配偶者暴力防止等法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた者（同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた方を含む）で次のいずれかに該当する方がいる世帯 ① 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の一時保護、同法第 5 条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ② 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方 ③ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条第 1 項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方 ④ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他知事が別に定める行政機関または配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を

	行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方 ※一時保護については県立女性家庭センター等の証明が、裁判所の命令については同命令の写し等が必要 ※③④を証明する書類の詳細については各管轄事務所にお問い合わせください
⑦特定疾患傷病者世帯優先	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方で18歳以上であるものがある世帯 ・その他これに類する方として知事が別に定めるものがある世帯
⑧犯罪被害者等世帯優先	・犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯
⑨阪神・淡路大震災被災者世帯優先	次のいずれかに該当する阪神・淡路大震災の被災者世帯（注2を参照） ・阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた方又は移転が必要となった方 ・平成7年1月17日において阪神・淡路大震災に係る同法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた方のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出した方

（注2）阪神・淡路大震災の被災者世帯について

震災時（平成7年1月17日）に下記市町に住んでおり、阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅に居住できなくなった方で、市町長等が発行する全壊（焼）または半壊（焼）のり災証明書（写）を提出できる世帯。

申込みは震災時の世帯主が原則です。震災時の世帯主以外の方が、結婚・離婚等により世帯を分離した場合は、阪神・淡路大震災の被災者世帯とは見なしません。

《申込資格に該当する市・町》（平成7年1月時点）

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、（津）一宮町、五色町、東浦町、西淡町

4 特定妊婦等世帯優先住宅について

以下の世帯に優先枠を設定します。

①特定妊婦等世帯優先	・兵庫県から「特定妊婦等居場所確保・自立支援事業」の委託を受けた事業者が同事業に基づき策定した自立支援計画の対象となっている世帯
------------	--

（注）上記事業の問合せは、兵庫県福祉部児童家庭課（電話：078-362-4224）まで

年3回(5、9、12月予定)募集

三世代の優先入居について

三世代(親、子、孫)が世代間で支え合い助け合って住むことを推進するため、三世代が近居できる住宅を5、9、12月の年3回(予定)募集(応募のなかった住宅を2ヶ月後(7、11、2月)に再募集)します。

◆近居タイプ「三世代いきいき住宅(ご近所呼び寄せ)」◆の内容及び申込方法

募集する県営住宅から5キロ以内で三世代(二戸)の呼び寄せ近居が実現する1住戸を募集

- ① 入居申込者は、通常の「兵庫県営住宅入居申込書」に記入してください。
- ② 入居申込者が「居住状況表」に当該県営住宅に既に入居している親子関係にある世帯、又は当該県営住宅から5キロ以内に居住している親子関係にある世帯を記入してください。
- ③ ①と②を封筒に入れて募集期間内の消印となるように郵送してください。

※1 資格審査の際、親子関係、子孫関係が証明できる書類(戸籍謄本、住民票等)を提出していただきます。

※2 毎月募集、常時募集と重複申込をした場合、全ての入居資格を失います。

申込資格

親世帯 : 兵庫県内に居住する夫婦のみ若しくは60歳以上の単身者

子孫世帯 : 子育て世帯(同居者に18歳未満の扶養親族である方のいる世帯)

※1 上記の親世帯と子孫世帯とが親子関係でつながり、両世帯を合わせると、親、子、孫の三世代になることが必要です(死亡等により、三世代が維持できなくなっても、県営住宅の入居者資格を満たす限り、継続入居は可能)。

※2 県営住宅の申込資格を満たしたうえで、上記の三世代優先入居の申込資格を満たす必要があります。

※3 兵庫県外に居住する子孫世帯でも、上記※2を満たした上で、親世帯が兵庫県内(募集する県営住宅から5キロ以内)に居住している場合は申込みできます。

※4 子孫世帯が入居する場合の政令月収額は259,000円以下です。

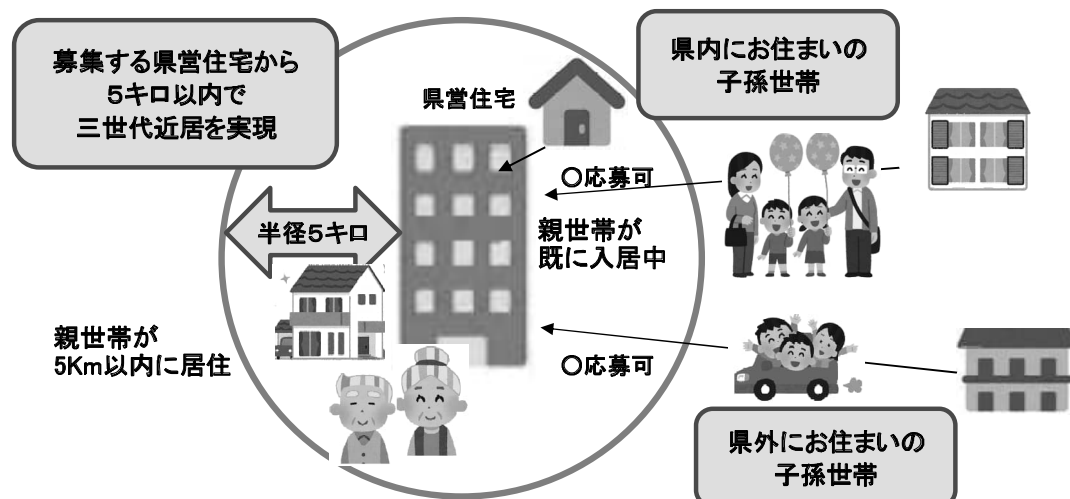
三世代優先入居のイメージ図

◆近居タイプ「三世代いきいき住宅(ご近所呼び寄せ)」◆

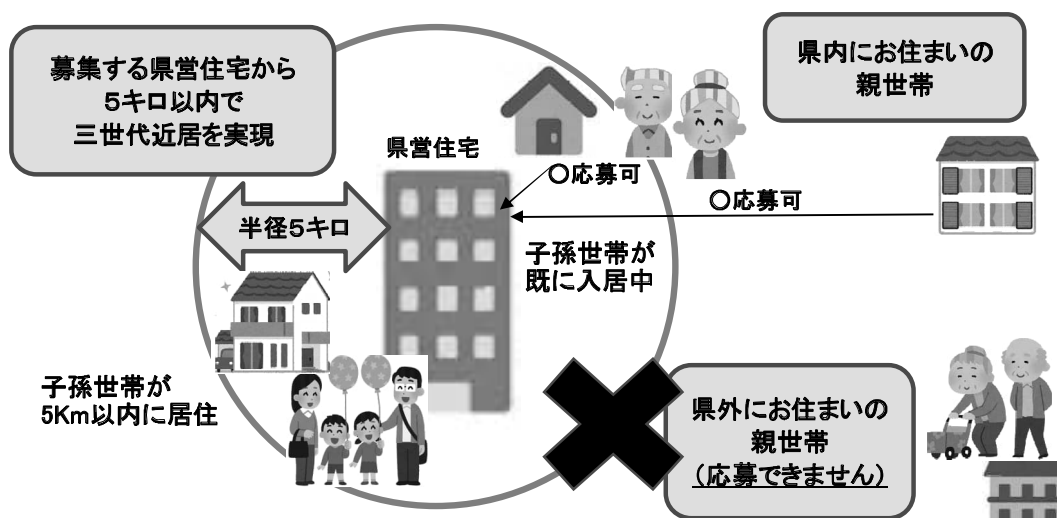
募集する県営住宅(号棟)から5キロ以内で三世代(二戸)の近居が実現する1住戸を募集

(※県外に居住している親世帯はお申し込みできません)

(1) 募集する県営住宅から5キロ以内に、親世帯が既に住んでいる場合



(2) 募集する県営住宅から5キロ以内に、子孫世帯が既に住んでいる場合



政令月収額の求め方

1 計算方法

政令月収額は次の順序で計算してください。

【計算の順序】

(1) 収入の種類別に所得金額を計算する。

①給与所得金額 ②事業所得金額 ③年金所得金額（雑所得金額）



(2) 各自の総所得金額を計算する。



(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。



(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 1.2 で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

ア 令和 5 年 12 月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和 6 年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、2.2 ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

イ 令和 6 年 1 月以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は、2.2 ページ計算表の算出式に当てはめて次のとおり計算します。

(ア) 令和 6 年 1 月末までに就職された方

就職した月の翌月から 12 か月分の合計額を支払金額として計算します。

(イ) 令和 6 年 2 月以降に就職された方

1 年間の支払金額を次のとおり推定して計算します。

(a) $1 \text{ か月平均収入金額} = \text{働いた期間の総収入} \div \text{働いた期間の月数}$

※ 働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。

(b) $\text{年間推定支払金額} = 1 \text{ か月平均収入金額} \times 12$

(ボーナスがある場合は、1 か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12 を掛けた後に加えてください。)

② 事業所得金額

ア 令和 5 年 12 月以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和 6 年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

イ 令和 6 年 1 月以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

(ア) 令和 6 年 1 月末までに開業された方

開業した月の翌月から 12 か月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

(イ) 令和 6 年 2 月以降に開業された方

1 年間の事業所得金額を推定して次のとおり計算します。

(a) 1 か月平均事業所得金額

$(\text{営業した期間の総収入} - \text{必要経費合計}) \div \text{営業した期間の月数}$

※ 営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。

(b) 年間推定事業所得金額＝1か月平均事業所得金額×12

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得がある方は、年間総支給額を22ページの計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得
＋配当所得（各自の総所得金額を計算してください。）

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

〈※ 8 ページに記載の東日本大震災に係る「支援対象避難者」のうち、母子のみの避難等により世帯が二重生活をする場合の所得については、世帯の総所得金額の1/2の額とします。〉

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	÷12=	政令月収額

↑ 23ページの「控除額一覧表」を参照して、合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額
1 同 居 親 族	38万円× 人 円
2 同居しない扶養親族	38万円× 人 円
3 老人扶養親族	10万円× 人 円
4 特定扶養親族	25万円× 人 円
5-① 特別障害者	40万円× 人 円
5-② 障害者	27万円× 人 円
6 寡 婦	27万円× 人 円
7 ひ と り 親	35万円× 人 円
8 給 与 所 得 者	10万円× 人 円
9 公的年金等所得者	10万円× 人 円
控 除 額 の 合 計 円	

※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額（税込み）を、事業所得の方は(1)の②の事業所得金額を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

2 所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（１年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分により、給与所得金額を計算してください。

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
551,000円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000円以上～ 1,619,000円未満		支払金額－ 550,000円＝給与所得金額
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額÷ 4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の (ア) で算出した数値に 4,000円を掛ける。 次に (イ) で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理 した支払金額 } × 0.6 + 100,000円＝給与所得金額
1,800,000円以上 3,600,000円未満		左のとおり端数整理 した支払金額 } × 0.7－ 80,000円＝給与所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満		左のとおり端数整理 した支払金額 } × 0.8－ 440,000円＝給与所得金額
6,600,000円以上～8,500,000円以下		支払金額× 0.9－ 1,100,000円＝給与所得金額

(2) 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（１年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により、年金所得金額を計算してください。

	収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円＝年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額－600,000円＝年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円＝年金所得金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
 (2) 年齢は、募集期間末日現在の満年齢です。

控 除 対 象		範 囲	控 除 額
特 別 控 除 対 象 者	1 同 居 親 族	申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38万円
	2 同居しない扶養親族	申込住宅に同居しない扶養親族	
	3 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
	5 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方（申込者又は上記1・2の対象者） (1)心神喪失の状別にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。（このうち重度と判定された方は特別障害者） (2)精神障害のある方で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金法施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級の方は特別障害者）。 (4)障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項定までの方は特別障害者） (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (7)常ニ就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると市町長等の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者）	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
			27万円 ①とは重複して控除することはできません。
	6 寡 婦	申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7 ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円
	7 ひ と り 親	申込者本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子や年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。）がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	35万円
	8 給 与 所 得 者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）	10万円 1～7と重複して控除することができます。
	9 公 的 年 金 等 所 得 者		

- ※ ・ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。
 ・ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ・ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ・ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

（注意）今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収 入 基 準 早 見 表

【一般県営住宅】

政令月収額 158,000円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合（中段は5～7ページの裁量階層世帯区分の③～⑬、下段は裁量階層世帯区分の①・②）

区 分		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
		3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下
		—	5,035,999円以下	5,511,999円以下	5,987,999円以下	6,463,999円以下	6,897,778円以下
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下
		2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下	4,468,000円以下
		—	3,488,000円以下	3,868,000円以下	4,248,000円以下	4,628,000円以下	5,008,000円以下
年金所得の方	年間総収入金額	3,028,001円以下	3,534,667円以下	4,041,333円以下	4,495,295円以下	4,942,354円以下	5,389,412円以下
		3,924,001円以下	4,391,765円以下	4,838,824円以下	5,285,883円以下	5,732,942円以下	6,180,001円以下
		—	5,027,059円以下	5,474,118円以下	5,921,177円以下	6,368,236円以下	6,815,295円以下

◎ 明舞団地については、「新婚・子育て世帯」向け住宅で、収入基準が上記と異なる場合があります。次頁の「明舞団地の特例措置について」をご覧ください。

◎ 上記の公営住宅の収入基準を超えている方は、52～57ページの「中堅所得者向住宅（サンライフ）の募集」をご覧ください。

明舞団地の特例措置について

神戸市と明石市にまたがる明舞団地は、昭和30年代～40年代に兵庫県等が開発したニュータウンですが、入居開始から50年以上が経過し、住民の高齢化等が進んでいます。兵庫県では、この明舞団地をオールドニュータウンの再生モデルとして様々な取り組みを進めています。

参考 明舞団地のまちづくり情報発信基地 <https://meimai.hyogo-jkc.or.jp>

この取り組みの一環として、明舞団地内の県営住宅においては、国の認可を受けて、「新婚・子育て世帯」向け優先募集住宅において、「収入基準の緩和」もあわせて行っています。（この取扱いは、「新婚・子育て世帯」向け優先募集住宅以外には適用されませんのでご注意ください。）

1 対象となる世帯

次の、「若年子育て世帯」及び「新婚世帯」で、コミュニティ活動に積極的に参加できる方を対象とします。

①若年子育て世帯

夫婦の満年齢合計が80才未満で13歳未満の子供（中学校就学前）を有する世帯。

※母子家庭、父子家庭の方も申込みができます。

②新婚世帯

夫婦の満年齢合計が80才未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯です。（婚約・内縁関係含む）

2 特例措置の内容

明舞団地については、県内の他地域の県営住宅より収入基準を緩和し、収入月額が487,000円以下の方であれば申込みできます。

3 問い合わせ先

・ T C 神鋼不動産サービス(株) 西区・明舞管理事務所
T E L 078-915-1091

家賃について

家賃額は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なるほか、毎年実施する収入調査の結果等により適用される家賃が毎年度変わることがあります。

別冊子の募集住宅一覧表に記載している各募集住宅の月額家賃欄（裁量階層世帯を含む）は、下表の政令月収額に応じて『最低額』と『最高額』を記載していますので、参考としてください。

募集住宅一覧表（ 年 月募集分）									
【0000 △△△△管理センター】									
※優先取扱欄に〇〇限定と記載のある住宅については、その資格（案内書〇～〇ページ参照）以外の方は申し込みません。申し込んでも無効（失格）となります。									
申込 住宅 番号	住宅名 管理開始年度 住宅種類（区分）	所在地 交通機関	風呂設備 エレベーター	間取り 面積	申込区分 郵便番号	月収家賃（予定） （円）	優先 取扱	備考	
12-34-567	〇〇△△高層住宅 平成30年	〇〇市〇〇町〇〇丁目2番地 〇〇市営バス「△△センター前」400M	有 有 11 階建	3LDK 74.8㎡	3人以上 3-101	43,800 ~ 70,000			

政 令 月 収 額	
0円 ～ 104,000円の世帯	
104,001円 ～ 123,000円の世帯	
123,001円 ～ 139,000円の世帯	
139,001円 ～ 158,000円の世帯	
裁量階層世帯 (5～7ページ参照)	158,001円 ～ 186,000円の世帯
	186,001円 ～ 214,000円の世帯
	214,001円 ～ 259,000円の世帯

なお、政令月収額80,000円以下の世帯で、一定の要件に該当する方は、収入に応じた家賃の減免制度が適用になる場合があります。

詳細については、各管轄事務所にお尋ねください。

住宅一覧表の見方

別冊子の募集住宅一覧表の見方は、次のとおりです。

【〇〇〇〇 △△事務所】←(1)			(5) ↓	(6) ↓	(7) ↓	(8) ↓	(9) ↓	(10) ↓	
申込 住宅 番号	住宅名	所在地	風呂設備	間取り	申込区分	部屋番号	月額家賃(予定)	優先 取扱	備考
	管理開始年度 住宅種類(改良)	交通機関	エレベーター 階数	面積	特性	住戸階	(円)		
(2) 00-12-345	〇〇鉄筋 平成5年 改良住宅	〇〇市〇町〇丁目〇番地 〇〇電鉄「〇〇」200M	有 無 5階建	2DK 50.2㎡	2人以上	2-502 5階	25,600~56,300	若年限定	改良住宅
	↑ (3)			↑ (4)					↑ (3)

(1) は、管轄事務所（申込書の郵送先）です。

(2) は、申込みの際に申込書に記入していただく住宅ごとの番号です。

(3) 及び (4) は、申込資格や住宅の仕様等の特性について、通常の住宅と一部異なった住宅について記載があり、例えば以下のものがあります。

① 改良住宅

申込みは政令月収が 114,000 円以下（裁量階層世帯は 139,000 円以下、但し、子育て世帯及び新婚世帯については 158,000 円以下）の方に限ります。

② 高齢者対応住宅

高齢者の方の生活に配慮した改善工事を行った住宅で、申込みにあたっては、**60歳以上**（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯に限ります。

③ 県外可

一定の要件を満たした兵庫県外に住んでいる世帯が申込みできます（4 ページ及び 18 ページ参照）。

④ ペット可住宅

- ・ 鹿の子台南鉄筋 4 号棟、5 号棟
- ・ 白川台東高層・鉄筋 2 号棟、3 号棟 のみ

県営住宅ではペットの飼育は禁止していますが、ペット可住宅はくぐり戸の設置のほか、床の防塵・防臭仕上げ等の特殊な仕様になっており、ペットを飼育することができます。

申込みできるのは、下記の要件を遵守していただける方に限ります。

【飼育いただけるペットの要件】

ア 飼育できるペットは、犬（小型犬まで）または猫のみ 1 匹です。

イ 飼育場所については、室内に限らせていただきます。

ウ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに去勢又は不妊手術を行っていただきます。

エ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに狂犬病等の予防注射及び保健所への登録を済ませていただきます。

オ 適切な飼育をし、他人に迷惑を及ぼすことのないよう自主管理を行うために、団地内の自治会にペット管理委員会を設け、その委員会において動物飼育の基本的な事項に関する規定を定めていただきます。

カ 動物飼育に関する苦情がよせられた場合は、飼い主とペット管理委員会が協力して解決していただきます。

(5) 風呂設備欄が「有」のものは、浴槽および風呂釜が付いている住宅です。

ただし、「有」のものの中には、従前入居者が設置した設備が残されている住宅があり、その場合には、その設備を引き継いで使用していただきます。

なお、設備が無い、又は使用できない設備が残されている場合は、県がその住戸ごとに設備（シャワーは付いていません）を設置するとともに、その分の家賃を加算（400 円～1,000 円程度（収入により異なります））させていただきます。

(6) で表示してある世帯人数に合わない世帯は、その住宅には申込みできません。

ただし、次にあてはまる世帯は、世帯人数の要件が緩和されます。

- ・ 高齢者世帯又は障害者世帯は、一般仕様の住宅のうち、募集にあたり優先取扱いが設定されていない住宅については、世帯人数が「申込区分（人数要件）」に満たない場合でも申込むことができます。

ア 高齢者世帯	・ 60 歳以上の方のみの世帯（単身者も含む） ・ いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯 ・ 60 歳以上の方（いずれか一方が 60 歳以上の夫婦を含む）と 18 歳未満の方のみの世帯
イ 障害者世帯	・ 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方がいる世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方がいる世帯 ・ 療育手帳「A」又は「B 1」判定の方がいる世帯 ・ 障害基礎(国民)年金又は障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障害のある方がいる世帯

(7) は、具体的な部屋番号及び階数です。※当選後、部屋の変更はできません。

(8) は、入居後の月額家賃（予定）です。※27 ページ記載の「家賃について」をご覧ください。

(9) は、募集住戸の優先取扱いを表示しています。（15～17 ページ参照）

(10) は、備考欄です。特記事項がある場合は、一覧表欄外の説明または本冊子の該当ページも併せてご確認ください。

申込書の記入にあたって

申込書は、別冊子の募集住宅一覧表とあわせて配布するとともに、兵庫県ホームページからダウンロードすることもできます。

(1) 「申込者」欄

① 「フリガナ」及び「氏名」欄

姓と名の間は1文字分あけて記入してください。

② 「現住宅種別」欄

現在居住している住宅の種別を一つ選んで○を付けてください。

持ち家にお住まいの方は以下の点に注意してください。

- ・ 申込者本人の持ち家のある方で県が指定する入居時までには持ち家を処分できる方
→「1. 持家売却予定」
- ・ 両親の所有している住宅に同居している方
→「9. その他」に○を付け、()に「両親の家に同居」と記入してください。

公営住宅にお住まいの方は、名義人か同居人かいずれか該当する方を○で囲んでください。(原則として、特別な理由のない限り、兵庫県営住宅の名義人の申込みは不可)

③ 「被災時の住所」及び「被災時の住宅種別」欄

被災者資格で申込みされる方は、必ず記入してください。

(2) 「入居しようとする者」欄

① 入居しようとする方全員について記入してください。なお、申込み後の世帯員の追加・変更は認められません。

② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の方についても必要事項を記入してください(続柄は、「婚約者」と朱記してください)。

③ 「職業コード」欄には、下記のコード番号を記入し、空欄のないようにしてください。

職業コード	職 業	職業コード	職 業	職業コード	職 業
1	会 社 員	4	団 体 職 員	7	学生、生徒、児童
2	会 社 役 員	5	自 営 業	8	無 職
3	公 務 員	6	パート・アルバイト	9	そ の 他

④ 「就職年月日又は開業年月日」欄は、令和6年1月以降に就職または開業した方のみ記入してください。

(3) 「別居扶養」欄

現在、扶養親族で入居しない方があれば記入してください(扶養の事実は別途確認します)。

(4) 「入籍(予定日)日」欄

各募集月の「募集住宅一覧表」で定められた日までに入籍を予定している方は、入籍予定日を記入してください。

(5) 「控除の種類」欄

入居しようとする方または入居しない扶養親族のうち、控除額一覧表（23ページ参照）のひとり親、寡婦、老人扶養親族（老人扶養）、老人控除対象配偶者（老人配偶）、普通障害者（普通障害）、特別障害者（特別障害）、特定扶養親族（特定扶養）、給与所得者、公的年金等所得者などの控除対象者がいれば該当欄に「1」及び障害の程度（○級）を記入してください。

(6) 「収入・所得」欄

- ① 給与および年金の方は、年間総収入金額（税込み金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください（誤って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）。
 - ・非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」と記入してください。その他の非課税の方は、金額「0」と記入してください。
 - ・所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をし、差し引き後の所得金額を記入してください。
- ② 令和6年1月1日以降に就職（転職）した方は20～23ページの計算方法により年間総収入金額を、また 令和6年1月1日以降に開業（転業）した方は20～23ページの計算方法により総所得金額を、それぞれ推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありません。
- ③ 申込者本人以外の方（家族または婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。
- ④ 以下の場合に当てはまる方は、収入は合算されません。
 - ・各募集で指定される入居期限までに退職される方（「退職予定」と朱記してください）
 - ・入居を機に結婚し、退職される方（「結婚退職」と朱記してください）※退職しないと収入基準を満たさない場合、退職日以降でないと入居許可できません。

(7) 「世帯の状況」欄

該当する項目を必ず全て（複数）の□にレ印を付けてください（年齢は募集期間末日現在の満年齢です）。

特に、優先枠が設定されている住宅（15～17ページ参照）やシルバーハウジング等特定の住宅（39～47ページ参照）を申込まれる場合は、該当する項目にレ印が付いていることをご確認ください（記載がない場合は、優先入居の取扱い等ができません）。

郵送にあたって

- (1) 「抽選結果のお知らせ（郵便はがき）」には、所定の金額の切手を貼り、申込者のあて先（郵便番号、現住所、氏名）をはっきりと記入してください。切手を貼っていない場合や金額を誤っている場合は「抽選結果のお知らせ」を送付できませんのでご注意ください。
- (2) 封筒には所定の金額の切手を貼り、申込者の郵便番号、住所、氏名、申込住宅番号をはっきりと記入し、募集住宅一覧表に挟んである宛名ラベルを貼ってから投函してください。なお、切手を貼っていない場合や金額を誤っている場合は受け付けできませんのでご注意ください。 ※R6.10.1から郵便料金が増（値上げ）されています。

近居タイプ「三世代いきいき住宅（ご近所呼び寄せ）」申込者のみ使用

〇〇〇〇年〇月〇〇日

【記入例】居 住 状 況 表

↓（兵庫太郎）

私（入居申込者）と「兵庫三郎」は、親子関係にあります。

（↑親子関係にある者の氏名を記載）

親子関係にある世帯は、次のところに住んでいます。

（【1-A】又は【1-B】のどちらか一方に記入）

【1-A】県営住宅に入居している場合の記入欄

親子関係にある世帯が既に入居している県営住宅			
所在地	尼崎市〇〇町〇番〇号		
県営尼崎〇〇高層	住宅	2号棟	501号室

【1-B】今回募集のあった県営住宅から5キロ以内に居住している場合の記入欄

親子関係にある世帯の現住所	
現住所	神戸市〇〇区〇〇通〇番〇号
県営住宅からの距離	約 1, 200 m

【2】親子関係にある世帯に属する者

フリガナ 氏 名	この世帯に おける続柄	生年月日	年齢	性別
ヒョウゴ サブロー	本人	T・ <u>㊟</u> ・H・R	〇〇歳	男・女
兵庫 三郎		12年 1月 21日		
ヒョウゴ マサコ	妻	T・ <u>㊟</u> ・H・R	〇〇歳	男・女
兵庫 正子		14年 1月 5日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		

県営住宅駐車場について

【団地内有料駐車場について】

一部を除く県営住宅では、県が利用許可を行う有料駐車場を整備しています。

有料駐車場を利用できるのは、原則として入居者又は同居者（同居者名簿に登録された者）に限られます。また、2台目の利用が可能な場合もあります。

なお、駐車場の一部を、月極・時間貸しなどにより外部の利用者に開放している場合があります。

利用料金は団地ごとに定めており、近傍同種の駐車場の料金と同程度です。

また、身体障害者などの方で所定の条件を満たす場合は、利用料金の半額を減免する制度があります。

有料駐車場の有無や空き状況、利用の手続き及び料金など、詳しくは各管轄事務所にお尋ねください。

注 意 事 項

団地内では、県が利用許可を行う有料駐車場を除いて、通路や空き地などを自動車の保管場所とすることはできません。

正しい保管場所を確保せず、団地内の通路や空き地、周辺道路などを保管場所代わりに使用した場合、「自動車の保管場所の確保に関する法律」に違反することとなります（軽自動車等で証明・届出が不要な場合でも同様です）。

また、緊急車両の通行や活動の妨げとなるほか、見通しを悪くするため、交通事故の原因にもなります。

有料駐車場がある団地では、県の利用許可を受けた上で、指定された場所に自動車を保管してください。

なお、団地内に有料駐車場が無い場合や、満車で空きが無い場合は、各自で民営駐車場などの自動車保管場所を確保してください。

MEMO

MEMO

募 集 住 宅 の 説 明

(注) 48～51ページまで記載している《各団地の注意事項》を必ずお読みください。

シルバーハウジング

住宅の特徴

万一時に緊急通報システムによる通報ができるなど、一定のサービスが受けられる住宅です。

申込みできる世帯（４～１４ページに記載の申込資格に加えて）

①申込区分欄が「单身のみ」の住宅

60歳以上で单身の高齢者世帯です。

②申込区分欄が「单身のみ」以外の住宅

次のいずれかにあてはまる世帯です（なお、申込区分欄が「单身含め何人でも可」の場合は、60歳以上で单身の高齢者世帯も申込可能です）。

- ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯
- ・ 60歳以上の方のみからなる２人以上の世帯
- ・ 60歳以上の方と中度以上の障害者等からなる世帯
- ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦と中度以上の障害者等からなる世帯

※「中度以上の障害者等」については、10ページ参照

注意事項

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。

- ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
- ・ 通話料
- ・ 生活援助員派遣に要する経費

②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③この住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能です。現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申込みできません。

高齢者世帯向特定目的住宅

住宅の特徴

万一時に緊急通報システムによる通報ができる住宅です。

申込みできる世帯（４～１４ページに記載の申込資格に加えて）

①申込区分欄が「单身のみ」の住宅

60歳以上で单身者の高齢者世帯です。

②申込区分欄が「单身のみ」以外の住宅

60歳以上の申込名義人と、次のいずれかの方のみからなる世帯です
(なお、申込区分欄が「单身含め何人でも可」の場合は、60歳以上で単身の
高齢者世帯も申込可能です)。

- ・ 配偶者
- ・ 18歳未満の方
- ・ 中度以上の障害者等
- ・ 50歳以上の方

※「中度以上の障害者等」については、10ページ参照

注意事項

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。

＜Aタイプ＞

- ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
- ・ 通話料

＜Bタイプ＞

- ・ 緊急通報システムに必要な費用（月額1,000円程度）

※Aタイプ・Bタイプ以外のものもあります（該当住戸がある場合、募集住宅一覧表に記載します）。

②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③この住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能ですが、現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申込みできません。

コレクティブハウジング

住宅の特徴

この住宅は、ダイニングキッチンや浴室、トイレなどを備えた居住者専用の独立した住宅部分と、居住者どうしが交流し、支えあう協同の空間を備えた集合住宅です。

普段の生活は、自分の住宅で行いますが、建物内の協同空間で、入居者どうしが趣味やおしゃべりを楽しんだり、たまには炊事や食事を一緒にしたりするなど、良好な隣人関係を保ちながら暮らすことができます。

【協同生活のルール】

- ① 協同空間は居住者みんなで利用します。
- ② 協同空間では、居住者どうしで趣味活動をするなど、ふれあいのある生活が楽しめます。
- ③ 協同空間の清掃や簡単な修繕などは居住者全員で行います。
- ④ 協同空間の光熱水費などは、居住者全員で負担します（別途団地の共益費も必要です）。
- ⑤ 協同空間の利用方法などは、居住者全員でルールを決めます。
- ⑥ 協同空間のテーブルやソファなどの備品類は居住者全員で購入し、維持管理します。

申込みできる世帯（４～１４ページに記載の申込資格に加えて）

- (1) コレクティブハウジングの住まい方の趣旨を理解し、協同生活するための運営規則やルールを遵守でき、円滑に協同生活が送れる方
 - (2) 自炊可能な程度の健康状態であること（施設やケアハウスのような生活の手助けはありません。自立して生活ができることが必要です。）
 - (3) コレクティブハウジングのうち「一般世帯向け住宅」以外に申し込む方は、
 - (1) (2)に加えて次の要件を満たす必要があります。
 - ① 「シルバーハウジング住宅」は、４０ページをご覧ください。
 - ② 「高齢者世帯向け特定目的住宅」は、４１ページをご覧ください。
- ※ 住宅の内容は、各募集月の「募集住宅一覧表」をご覧ください。

注意事項

- (1) この住宅では、団地の共益費のほかに、協同空間の光熱水費等の維持管理費も入居者の負担となります。

※共益費と協同空間の維持管理費の合計額は、各住宅によって異なりますが、現在月額3,000円～7,000円程度と一般の県営住宅に比べて高いものとなっています。

- (2) この住宅では、協同空間に必要な机や椅子等の備品を購入する場合についても、入居者の負担となります。

- (3) この住宅では、共用部分はもちろんのこと、協同区間の清掃や簡単な修繕等の維持管理に要する費用も入居者の負担となります。

車椅子対応住宅

住宅の特徴

車椅子を常用しておられる方が車椅子に乗ったままでも生活ができるように、玄関の戸、流し台、ふろ場、室内の段差などが車椅子に対応したものとなっています。

また、万一時に緊急通報システムによる通報ができます（ここに掲げる住宅のうち、特性欄において“（緊なし）”と表示のあるのは、緊急通報システムのない住宅です）。

申込みできる世帯（４～１４ページに記載の申込資格に加えて）

車椅子常用者のいる世帯です。

注意事項

車椅子対応住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能です。現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は、申込みできません。

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。

- ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
- ・ 通話料
- ・ 緊急通報システムに必要な費用（月額1,000円程度）（該当住宅のみ）

②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③ふろ場に移乗台等は設置していません。

高齢者対応住宅

住宅の特徴

高齢者の方の生活に配慮した改善工事を行った住宅で、申込みにあたっては、**60歳以上**（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯に限ります。
（※具体的な仕様については管轄事務所にお問い合わせ下さい。）

申込みできる世帯（4～14ページに記載の申込資格に加えて）

60歳以上（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯です。

注意事項

高齢者対応住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能です。が、現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は、申込みできません。

定期借家住宅

定期借家住宅とは

入居期間を設け、期間経過後には退去していただく住宅です。

近年の子育て支援の社会的要請に対応するため、新婚世帯及び子育て世帯を対象に10年の期間に限り入居していただく住宅です。

入居資格は、一般の県営住宅の入居資格（4～14ページ）に加え、次の①または②のいずれかに該当する世帯です。

① 新婚世帯

- ・ 合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦の世帯（内縁関係を含む）
- ・ 合計年齢が80歳未満の婚約者の世帯

② 子育て世帯

18歳未満の扶養親族である方がいる世帯

注意事項

①他の優先措置はありません。

②定期借家住宅は入居期間が定められていますので、10年間の期間経過後には退去していただきます。このため、入居許可日から5年以上居住している場合は、転居先の確保を目的として、一般仕様（シルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅、高齢者対応住宅以外の住宅）の県営住宅の申込みをすることができます。

③年齢は、募集期間末日現在です。

④新婚世帯で申込まれた方は、当選後の資格審査時に、婚姻成立後2年以内であることの公的証明書を提出いただきます。

特別募集住宅

住宅の特徴

募集住宅一覧表の備考欄に「特別募集住宅」と記載している住宅は、以下の理由により募集を停止していた住宅です。お申込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申込みください。

- ・ 特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死（入浴中の転倒事故や食事時の誤嚥等）が発覚した住宅で、その後概ね3年を経過していないもの
- ・ 自然死や不慮の事故死以外の死が発生した住宅
- ・ 火災が発生した住宅

入居申込案内

2～31ページをご覧ください。

申込資格

4～14ページをご覧ください。

注意事項

- ・ 入居にあたっては、誓約書（死亡事故などが発生した住宅であることの了解及び入居後にこのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てしないこと）を提出していただきます。
- ・ 敷金や家賃は同一団地の同タイプの住宅と同一です。
- ・ なお、入居にあたって県はおはらい等は一切行いません（入居される方が個人の負担で行うことは可能です）。
- ・ この特別募集住宅については、他の住宅（特別募集住宅を除く）との**重複応募が可能**です。両方に当選された場合、どちらか一方を選択していただきます。（重複応募される場合は、申込書を1通ずつ記入してください）
- ・ これまでの実績からみて、比較的応募倍率の低い住宅と考えられます。

《 各団地の注意事項 》

【ＴＣ神鋼不動産サービス㈱ 神戸管理事務所管轄】

- 1 魚崎南高層を申し込まれる方へ
 - ・ 幼児遊園を地域に開放しています。
 - ・ 周辺に工場があり、騒音がする時があります。
- 2 大倉山住宅を申し込まれる方へ
 - ・ 駐車場及び駐輪場（原付・自動二輪等）の利用に当たっては、歩行者専用道路からの出入りとなるため、兵庫警察署（長）の許可証が必要となります。
- 3 白川台東高層・鉄筋を申し込まれる方へ
 - ・ 同一団地内にペット可住宅がありますので、ご理解のうえでお申し込みください。
- 4 鹿の子台南鉄筋を申し込まれる方へ
 - ・ 同一団地内にペット可住宅がありますので、ご理解のうえでお申し込みください。
 - ・ ＴＶの視聴にはＣＡＴＶ事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

【ＴＣ神鋼不動産サービス㈱ 西区・明舞管理事務所管轄】

- 1 緑が丘鉄筋を申し込まれる方へ
 - ・ ゴミ置場は隣接民家との共同使用となります。
 - ・ 団地内通路の一部は隣接民家との共同使用となります。

【㈱東急コミュニティー 阪神南管理センター管轄】

- 1 尼崎猪名寺高層を申し込まれる方へ
 - ・ 周辺に工場があり、におい及び騒音がする時があります。
- 2 尼崎水堂高層を申し込まれる方へ
 - ・ 周辺に工場があり、騒音がする時があります。
 - ・ 駐車場のうち一部は立体駐車場（自走式）となっています。

3 西宮六軒町第2鉄筋を申し込まれる方へ

- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

4 西宮浜高層を申し込まれる方へ

- ・敷地北側に阪神高速道路湾岸線が通っており、車の騒音等があります。
- ・駐車場のうち一部は立体駐車場（自走式）となっています。
- ・周辺に工場があり、騒音がする時があります。

5 南芦屋浜高層を申し込まれる方へ

- ・敷地北側に阪神高速道路湾岸線が通っており、車の騒音等があります。
- ・各住棟にダストシュートがついています。
- ・敷地北側に児童公園が設置されています。
- ・駐車場は立体駐車場（自走式）と平面駐車場があります。

6 芦屋浜高層（高浜町・若葉町）を申し込まれる方へ

- ・各住棟にダストシュートがついています。
- ・当住宅には、熱交換装置（暖房・給湯設備）により、全室に温風を送風、60度の温水を台所・浴室・洗面所の3箇所に給湯しています。
この装置の利用には、水道・電気・ガスとは別に、使用料金をお支払いいただく必要があります。

【㈱東急コミュニティー 阪神北管理センター管轄】

1 宝塚山本野里鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地北東側に土砂処理場があり、騒音がする時があります。
また、粉塵が発生することがあります。

2 伊丹西野高層を申し込まれる方へ

- ・敷地西側に工場があり、騒音がする時があります。

3 伊丹西桑津高層を申し込まれる方へ

- ・ガス設備については、LPガス（プロパンガス）を使用しています。

4 伊丹南町高層を申し込まれる方へ

- ・敷地東側にJR宝塚線が通っており、列車の騒音等があります。

5 川西下加茂高層を申し込まれる方へ

- ・近隣工場の騒音及び産業廃棄物再生処理工場から、粉塵が発生することがあります。
- ・敷地東側にJR宝塚線が通っており、列車の騒音等があります。

6 三田フラワータウン内の住宅を申し込まれる方へ

(三田武庫が丘鉄筋、三田武庫が丘第2鉄筋、三田武庫が丘高層、三田挟間が丘鉄筋、三田富士が丘高層)

- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

7 伊丹西桑津高層、伊丹森本高層、伊丹荒牧高層、伊丹荒牧鉄筋、伊丹鶴田高層・鉄筋、川西下加茂高層、宝塚山本野里鉄筋、宝塚口谷東高層・鉄筋に申し込まれる方へ

- ・伊丹空港を発着する航空機の騒音があります。

【TC神鋼不動産サービス㈱ 明石管理事務所管轄】

1 明石東二見高層を申し込まれる方へ

- ・敷地を新幹線が分断しており、列車の騒音等があります。

2 明石江井島第2鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地北側に工場があり、多少の騒音があります。

3 稲美上新田住宅・高層を申し込まれる方へ

- ・周辺は農地であるため、農作業（農薬散布等）に伴う音、臭いがすることがあります。

【TC神鋼不動産サービス㈱ 加古川管理事務所管轄】

1 加古川野口鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地北側に東播磨南北道路が通っており、車の騒音等があります。

2 加古川河原鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地南側に加古川バイパスが通っており、車の騒音等があります。

3 加古川西鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地内に保育所があり、保護者による自家用車での送迎があります。

4 高砂春日野高層・鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地北側にJR山陽本線が通っており、列車の騒音等があります。
- ・敷地南側に姫路バイパスが通っており、車の騒音等があります。

5 高砂伊保鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地北側に山陽電鉄本線が通っており、列車の騒音等があります。

6 高砂伊保崎南鉄筋を申し込まれる方へ

- ・敷地南側に工場が隣接しており、騒音等があります。

【(株)兵庫県公社住宅サービス 姫路事務所管轄】

1 姫路書写台住宅・鉄筋を申し込まれる方へ

- ・近隣自治会との申し合わせにより、外周道路上の駐車禁止及び最徐行、戸建て住宅地への進入禁止、早朝・深夜におけるアイドリング等による騒音防止等を厳守してください。
- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

2 姫路六角高層を申し込まれる方へ

- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

3 姫路夢前台住宅を申し込まれる方へ

- ・敷地南側に新幹線が通っており、列車の騒音等があります。

4 姫路神子岡前高層、姫路網干鉄筋、姫路大津鉄筋、姫路夢前台住宅、姫路西庄住宅、姫路書写住宅、姫路白浜鉄筋・住宅を申し込まれる方へ

- ・駐車場の順番待ちが長期間となる場合が多いので、近隣の民間駐車場もご利用ください。

5 姫路勝原第2鉄筋を申し込まれる方へ

- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

6 夢前清水谷住宅・鉄筋を申し込まれる方へ

- ・TVの視聴にはCATV事業者との加入契約及び利用料が必要になります。

7 夢前清水谷住宅3号棟を申し込まれる方へ

- ・木造住宅のため、鉄筋住宅よりも生活騒音等が感じやすいので、入居者間でお互いに配慮し合う必要があります。
- ・位置的に谷筋となるため、住宅内の換気を十分に行う必要があります。

中堅所得者向住宅(サンライフ)の募集

兵庫県では公営住宅の収入基準を超えている中堅所得者の方々には、
兵庫県営特定公共賃貸住宅（サンライフ）をご案内しています。
応募方法など詳しくは、裏表紙に記載の各地域の管轄事務所へお問い合わせください。

2025年4月現在

地域	番号	団地名	所在地 交通機関	管理 開始 年度	構造 EV有 無	間取り 住戸 面積	契約家賃	子育て世帯にかかる家賃減免措置				
								収入月額範囲による減免額の有無（有り：○、無し：×）				
								123,001円 ～ 139,000円	139,001円 ～ 158,000円	158,001円 ～ 186,000円	186,001円 ～ 214,000円	214,001円 ～ 259,000円
神戸	1	サンライフ 東灘 (本庄)	神戸市東灘区本庄町 2丁目12-23 JR神戸線「甲南山手」400M	H1	11階 建 EV有	3LDK 71㎡	84,000円 ～ 85,000円	○	○	○	○	×
	2	サンライフ 六甲 (楠丘)	神戸市灘区楠丘町3丁目1 阪急神戸線「六甲」900M JR神戸線「六甲道」1000M	H5	10階 建 EV有	3LDK 72㎡	84,000円	○	○	○	○	×
阪神南	3	サンライフ 園田 (尼崎食満)	尼崎市食満7丁目9 阪急神戸線「園田」から 阪神バス「園田支所」	H6	7階 建 EV有	3LDK 77㎡	72,000円	○	○	○	×	×
	4	サンライフ 武庫之荘 (尼崎武庫)	尼崎市武庫町1丁目51 阪急神戸線「武庫之荘」 1000M	H3	9階 建 EV有	3LDK 81㎡	96,000円	○	○	○	○	○
	5	サンライフ 西宮 (西宮北口)	西宮市高畑町2 阪急神戸線「西宮北口」 800M	H8	14階 建 EV有	3LDK 82㎡	85,000円	○	○	○	×	×
阪神北	6	サンライフ 川西 (川西けやき 坂)	川西市けやき坂 5丁目5番地の1 阪急「川西能勢口」から 阪急バス「けやき坂五丁目」	H8	10階 建 EV有	4DK 78㎡	66,000円	○	○	○	○	×
	7	サンライフ 三田 (三田武庫が 丘第2)	三田市武庫が丘1丁目1番 神戸電鉄「横山」800M	H9	3階 建 EV有	3LDK 80㎡	64,000円	○	○	○	×	×
	8					4LDK 92㎡	73,000円	○	○	○	×	×
	9					5LDK 124㎡	99,000円	○	○	○	×	×
明石	10	サンライフ 魚住 (明石魚住)	明石市魚住町住吉 3丁目745-9 JR山陽本線「魚住」750M	H4	9階 建 EV有	3LDK 80㎡	64,000円	○	○	○	○	×
	11	サンライフ 西明石 (西明石)	明石市西明石町2丁目6-1 JR山陽本線「西明石」 1000M	H2	3階 建 EV無	3DK 66㎡	65,000円	○	○	○	○	×
西播磨	12	サンライフ 光都 (播磨科学公 園都市)	赤穂郡上郡町光都2丁目20 JR山陽本線「相生」から 神姫バス「テクノ中央」	H7	13階 建 EV有	1DK 41㎡ (单身 可)	55,000円	×	×	×	×	×
	13					3LDK 87㎡ (单身 可)	96,000円	×	×	×	×	×

※団地によっては、満室のため募集を停止していることもありますので、必ず事前にお問い合わせください。

収入月額は、55～57ページにより算出してください。

1. 申込資格

次の(1)～(5)の全ての項目に該当している必要があります。

(1) 自ら居住するために住宅を必要とする方

公営住宅に入居中の方も申込みできます。

(2) 現に同居し、または同居しようとする親族のある方

- ・夫婦または親子を主とし、入居される方が2人以上であることが原則です。
- ・児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童も入居できます。
- ・不自然な合体・分離をした世帯については申込みできません。
(例) 友人などの寄り合い世帯、兄弟・姉妹のみの世帯、他に扶養義務者がある祖母、親、兄弟、または姉妹との同居世帯など
- ・内縁関係にある方や婚約者のある方は申込みできます。
内縁関係にある方は、①住民票で未届けの夫または未届けの妻となっており、②戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことを確認できる必要があります。
- ・兵庫県パートナーシップ制度又は兵庫県内の市町における同等の制度において、パートナーシップ制度受理証明書等の交付を受けた(予定も可)方は、婚姻関係にある者とみなし、サンライフ(市町の制度を利用されている場合は、当該市町内にあるサンライフ)へ申込みできます。
- ・サンライフ光都は单身でも申込みできます。

(3) 日本国籍の方、または住民票登録を受けている外国人の方

- ・住民票などで事実が確認できる必要があります。

(4) 収入基準を満たす方

- ①35歳以下で子育てを行っている収入がある方のおられる世帯 — [政令月収額が123,000円～487,000円]
- ②上記以外の世帯 — [政令月収額が158,000円～487,000円]

(5) 連絡人を立てられる方(1名)

連絡人となれるのは、次の資格の全てを満たす方です。

- ①原則として、入居される方の3親等以内の親族で、②一緒に当該住宅に入居されず、③日本国内に住所を有すること。

2. 子育て世帯等への入居支援制度

(1) 支援の資格要件

次の要件を満たす世帯は、申込み時に管轄事務所へ申し出てください。

- ①中学校就学前までの子供がいる世帯であること。
- ②世帯全体の政令月収額が259,000円以下であること。

(2) 家賃の減免【減免額の有無については、52ページの住宅一覧で確認してください。】

上記(1)の要件を満たす世帯の家賃は、公営住宅並みとし本来家賃との差額を減免します。
ただし、政令月収額の範囲(金額)によっては減免額が無い場合もありますので、ご注意願います(減免は、子供が中学校就学の始期に達するまで適用されます)。

3. 留意事項

(1) 申込住宅

一世帯の申込みは、一住宅に限り有効です（複数の住宅に重複して申込みません）。

(2) 申込後の変更

連絡先・申込内容等の変更や申込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。

(3) 申込資格を満たしていても、入居できない場合

団地で円満な共同生活を営むことができない人や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員で暴力的不法行為等を行うおそれのある人は、入居できません。

(4) 所得の不申告

所得税法等により所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申込みできません。

(5) 収入等の実態調査

申込者について、必要に応じて市町・会社などに対して収入等の実態調査を行うことがあります。実態調査の結果、申込書記載事項が事実と相違したり、収入基準に合わないことが判明した場合には、入居資格はなくなります。

(6) 同居者の入居義務

入居にあたっては、申込書に記載されている全ての方に入居していただきます。

婚約者が変わった場合や、同居親族が入居要件であるにもかかわらず、入居のときに単身となった場合は入居できません。

(7) 家賃の支払方法

家賃と県が徴収する共益費は、毎月の月末までに、原則として銀行等の口座振替で納めていただきます。

(8) 家賃以外の費用

①敷金：入居に際して敷金として入居時の契約家賃の3ヵ月分を納付していただきます。

②共益費等：団地内の共同施設の維持費のうち電気料金などの費用は、共益費として負担していただきます。また、汚水処理施設を設けている住宅は処理費が必要です。（これらの費用は、原則として、自治会が徴収します（共益費の一部を県が家賃とあわせて徴収する場合もあります）。）

(9) ペット飼育の禁止

団地内では、ペット（犬、猫、鳥等動物）の飼育は禁止しています。

ただし、身体障害者補助犬は、受け入れを認めています。

(10) 入居後の住戸内の改造

基本的に認めていません（手すり等の設置や家具転倒防止のための壁等への穴開けについては、管轄事務所への申請が必要です）。

4. 収入基準

次の(1)または(2)により計算してください。

申込者本人及び同居親族（内縁関係にある方・婚約者を含む）で収入のある方全員の年間総収入または年間総所得金額（令和6年1月から12月まで）が対象となります。なお、令和6年1月2日以降に就職または開業された方は、その翌月からの1年分が対象となります。

1年に満たない場合は、その実績をもとに57ページ(3)の計算式により算出してください。

(1) 所得のある方が1人で、特別控除対象者（57ページ参照）のいない世帯

次の早見表にあてはまる方が申込みできます。

収入基準早見表

表中、①欄は政令月収額が123,000円以上158,000円未満の方

②欄は政令月収額が158,000円以上487,000円以下の方となります。

・給与・事業等所得の方

(単位:円)

区 分			入居家族数および入居しない扶養親族数(申込者本人を含む)				
			単身者	2人	3人	4人	5人
給 与 所得の方	年 間 総 収入金額 (税込み)	①	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,420,000
			～	～	～	～	～
			2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
		②	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000
			～	～	～	～	～
			7,826,666	8,248,888	8,671,111	9,093,333	9,515,555
事 業 等 所得の方	年 間 総 所得金額	①	1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000
			～	～	～	～	～
			1,895,999	2,275,999	2,655,999	3,035,999	3,415,999
		②	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
			～	～	～	～	～
			5,844,000	6,224,000	6,604,000	6,984,000	7,364,000

公営住宅の収入基準を超えている方へ

(2) (1) 以外の世帯

次の要領で収入月額を計算してください。

計算方法 (A-B) ÷ 12 か月 = 収入月額 (A は以下参照、B は 57 ページ参照)

A とは・・・・・・年間総所得金額 (または、年間合計総所得金額)

◎ 給与所得及び年金所得の方は、下記の要領で年間総収入金額 (税込み金額) から年間総所得金額を計算してください。

◎ 事業等所得の方は、そのままの金額が年間総所得金額です。

・給与所得の方

年間総収入(税込み)金額		年間総所得金額の計算式
551,000 円未満		年間総所得金額 = 「0」円
551,000 円以上 ~ 1,619,000 円未満		年間総所得金額 = 年間総収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円以上 ~ 1,620,000 円未満		年間総所得金額 = 「1,069,000」円
1,620,000 円以上 ~ 1,622,000 円未満		年間総所得金額 = 「1,070,000」円
1,622,000 円以上 ~ 1,624,000 円未満		年間総所得金額 = 「1,072,000」円
1,624,000 円以上 ~ 1,628,000 円未満		年間総所得金額 = 「1,074,000」円
1,628,000 円以上 ↓ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 収入金額 ÷ 4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の (ア) で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 次に (イ) で算出した金額を 右の算出式にあてはめて ください。	左のとおりで端数整理した支払金額 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円以上 ↓ 3,600,000 円未満		左のとおりで端数整理した支払金額 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 円以上 ↓ 6,600,000 円未満		左のとおりで端数整理した支払金額 × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 円以上 ~ 8,500,000 円以下		年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
年間総所得金額 A		円
注 所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。		

・年金所得の方

年齢	年間総収入(税込み)金額	年間総所得金額の計算式
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年間総所得金額 = 「0」円
	1,100,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年間総収入金額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000 円
65 歳未満の方	600,000 円以下	年間総所得金額 = 「0」円
	600,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年間総収入金額 - 600,000 円
	1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000 円
年間総所得金額 A		円
注 所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。		

(注) 給与所得と年金所得のある方は、上表により給与収入の所得金額を、また下表により年金収入の所得金額を計算し、合算したものが年間総所得金額 A となります。

公営住宅の収入基準を超えている方へ

B とは・・・・・控除合計金額

◎次の要領で控除合計金額を計算してください。

控除名		控除対象者の範囲	計算式
①	扶養・同居 親族控除	申込者本人以外の入居家族および 別居している扶養親族	380,000 円 × () 人 =
特別 控除 対象 者	② 老人控除対象 配偶者控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	100,000 円 × () 人 =
	③ 老人扶養控除		
	④ 特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000 円 × () 人 =
	⑤ 寡婦控除	死別、離婚したのち婚姻をしていない者など ※事実婚の解消を含む	270,000 円 × () 人 = (その者の所得金額から⑨の金額を控除した残額が 27 万円以上の時は 27 万円、27 万円未満の時はその 額)
	⑥ ひとり親控除	死別、離婚したのち婚姻をしていない者など のうち生計を一にする子がある者	350,000 円 × () 人 = (その者の所得金額から⑨の金額を控除した残額が 35 万円以上の時は 35 万円、35 万円未満の時はその 額)
	⑦ 特別障害者控除	申込者本人あるいは①の該当者で 1～2 級 の身障者など	400,000 円 × () 人 =
	⑧ 障害者控除	申込者本人あるいは①の該当者で、3～6 級 の身障者など	270,000 円 × () 人 =
⑨	給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間にお いて給与所得又は公的年金等に係る雑所得 を有する者	100,000 円 × () 人 = ①～⑧と重複して控除することができます。 (その者の所得金額が 10 万円未満の時はその額)
	公的年金等所得者		
控除合計金額 B			
円			

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

(3) 就職または開業されてから 1 年未満の場合の計算方法

$$\frac{\text{収入 (就職した翌月から 申込み月の前月まで)}}{\text{働いた月数 (就職した翌月 から 申込み月の前月まで)}} \times 12 \text{ か月} + \text{夏期・冬期などのボーナス支給 (推定額)} = \text{推定年間総収入金額}$$

< 事業所得の方も同様にして年間総所得金額を推定してください。 >

市町受付募集について

県外可

○ 次の地域では市町の窓口で申込みを受け付けます

(1) 対象地域：北播磨、中播磨（姫路市を除く）、西播磨、但馬、丹波、淡路地域にある空家住宅

(2) 申込方法：市町の受付窓口で「入居申込書」等を持参（郵送不可）

※ 市町によって、受付方法が異なる場合があります。また、募集をしていない住宅や時期もありますので、必ず事前にお問い合わせください

○ 兵庫県外に住んでいる合計年齢が80歳未満の夫婦の世帯もお申し込みいただけます。

管轄市町一覧

2025年3月現在

市町名	担当課	連絡先	市町名	担当課	連絡先
北播磨地域					
西脇市	都市住宅課	0795・22・3111	三木市	建築住宅課	0794・82・2000
小野市	まちづくり課	0794・63・1271	加西市	施設管理課	0790・42・8750
加東市	都市政策課	0795・43・0517	多可町	定住推進課	0795・32・4776
中播磨地域					
神河町	住民生活課	0790・34・0963	福崎町	住民生活課	0790・22・0560
西播磨地域〔上郡町、佐用町には該当する一般県営住宅はありません〕					
相生市	都市整備課	0791・23・7135	たつの市	都市計画課	0791・64・3163
赤穂市	市民課住宅係	0791・43・7066	宍粟市	住宅土地政策課	0790・63・3106
太子町	まちづくり課	079・277・5992			
但馬地域〔香美町、新温泉町には該当する一般県営住宅はありません〕					
豊岡市	建築住宅課	0796・23・1111	養父市	土地利用未来課	079・664・1410
朝来市	都市政策課	079・672・6127			
丹波地域					
丹波篠山市	地域計画課	079・552・1111	丹波市	都市住宅課	0795・74・2364
淡路地域					
洲本市	都市計画課	0799・22・3321	南あわじ市	都市政策課	0799・43・5227
淡路市	都市計画課	0799・64・2533			

※ 組織再編等で受付窓口が変更されている場合がありますのでご了承ください。

入居申込案内書等の配布場所一覧

入居申込案内書及び募集住宅一覧表の配布場所（2025年3月現在）

・神戸市（078-331-8181代） - 住宅管理課 - 各区役所地域協働課 - 各支所・出張所・各市営住宅管理センター ・尼崎市 - 住宅管理担当（06-6489-6632） - 各サービスセンター - 各生涯学習プラザ - 各市営住宅管理センター ・西宮市（0798-35-3151代） - 住宅入居・家賃課（0798-35-3904） - 市営住宅管理センター（0798-35-5028） - 各支所・アクタ西宮ステーション - 各地区市民サービスセンター ・芦屋市住宅管理センター（市役所内）（0797-31-2121代） ・伊丹市住宅政策課（072-783-1234代） - 市営住宅管理センター（072-784-8061） - 各支所・分室、くらしのプラザ、人権啓発センター ・宝塚市住まいづくり推進課（0797-71-1141代） - 市営住宅管理センター（0797-85-1091） - 各サービスセンター・サービスステーション - 各人権文化センター ・川西市営住宅管理センター（072-740-1090） ・三田市生活福祉課（079-563-1111代） ・猪名川町都市政策課（072-766-0001代）	・明石市住宅課（078-912-1111代） - 各市民センター・あかし総合窓口 ・加古川市住宅政策課（079-421-2000代） ・高砂市土木総務課（079-443-9040） ・稲美町土木課（079-492-1212代） ・播磨町健康福祉課（079-435-0355代） ・西脇市都市住宅課（0795-22-3111代） ・三木市建築住宅課（0794-82-2000） ・小野市まちづくり課（0794-63-1271） ・加西市施設管理課（0790-42-8750） ・加東市都市政策課（0795-43-0517） ・多可町定住推進課（0795-32-4776） ・姫路市住宅課（079-221-2633） - 各支所・出張所・サービスセンター ・福崎町住民生活課（0790-22-0560） ・相生市都市整備課（0791-23-7135） ・たつの市都市計画課（0791-64-3163） ・赤穂市市民課（0791-43-7066） ・宍粟市住宅土地政策課（0790-63-3106） ・太子町まちづくり課（079-277-5992） ・丹波篠山市地域計画課（079-552-1111代） ・丹波市都市住宅課（0795-74-2364） ・洲本市都市計画課（0799-22-3321代） ・淡路市都市計画課（0799-64-2533） ・南あわじ市都市政策課（0799-43-5227）
--	---

- ・各県民局（センター）県民相談担当（神戸県民センターを除く）
- ・ひょうご住まいサポートセンター（078-855-5170）
- ・カムバックひょうご東京センター（070-2646-9028）

- ・神戸住環境整備公社
 - 市営住宅募集係（078-647-9804）
 - 神戸市すまいの安心支援センター（078-647-9911）

- ・UR都市機構阪神住まいセンター（06-6419-4522）

- ・裏表紙に記載の各事務所

申込みに関するお問合せ先と 抽選会の立会いについて

1 お問い合わせ先

県営住宅の所在地	管轄事務所
神戸市 (西区及び明舞団地を除く)	ＴＣ神鋼不動産サービス(株) 神戸管理事務所 ＴＥＬ ０７８－６４７－９２０１ 〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎7階
神戸市西区、明舞団地	ＴＣ神鋼不動産サービス(株) 西区・明舞管理事務所 ＴＥＬ ０７８－９１５－１０９１ 〒673-0862 明石市松が丘2-3-7 松が丘ビル1階
尼崎市、西宮市、芦屋市	(株)東急コミュニティー 阪神南管理センター ＴＥＬ ０７９８－２３－１０９０ 〒662-0918 西宮市六湛寺町14-5 ハイス西宮ビル4階
伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町	(株)東急コミュニティー 阪神北管理センター ＴＥＬ ０７９７－８３－６４０１ 〒665-0845 宝塚市栄町1-6-1 花のみち1番館301号室
明石市(明舞団地を除く)、 稲美町、播磨町	ＴＣ神鋼不動産サービス(株) 明石管理事務所 ＴＥＬ ０７８－９１３－７７６６ 〒673-0898 明石市樽屋町8-27 NTT西日本明石ビル1階
加古川市、高砂市	ＴＣ神鋼不動産サービス(株) 加古川管理事務所 ＴＥＬ ０７９－４２７－２０２５ 〒675-0065 加古川市加古川町篠原町9-1 ＯＫビル4階
姫路市、神河町、福崎町	(株)兵庫県公社住宅サービス 姫路事務所 ＴＥＬ ０７９－２８６－９７０１ 〒670-0965 姫路市東延末2-154-2 さくらケース姫路ビル4階
北播磨、西播磨、但馬、丹 波、淡路地域（５９ページ 参照）	(株)穴吹ハウジングサービス 県営住宅５地区管理センター ＴＥＬ ０７９－２５６－０７０１ 〒670-0964 姫路市豊沢町137 姫路センタービル6階 ※この事務所では抽選会の開催はありません。

2 抽選会の立会いについて

県営住宅の申込者で、各管轄事務所が開催する抽選会への立会いを希望される方は、以下の要領でお申込みください。

- ①ハガキに、ア.住所 イ.氏名 ウ.電話番号 エ.申込住宅番号をご記入ください。
- ②申込住宅の管轄事務所（上記）へ**申込期間末日(必着)までに郵送**してください。
- ③申込み多数の場合は抽選で決定し、立会いに選ばれた方だけに通知します。
- ④抽選会の立会いに選ばれた方には抽選番号をお知らせしますので、抽選日当日の抽選会開始前に受付にお申し出ください。

※入居申込みを代行する業者がありますが、兵庫県、兵庫県住宅供給公社、(株)東急コミュニティー、ＴＣ神鋼不動産サービス(株)、(株)兵庫県公社住宅サービス、(株)穴吹ハウジングサービスとは全く関係がありません。

※県営住宅の入居者募集については、以下のホームページでも情報提供しています。

- 【兵庫県住宅供給公社】 <https://www.hyogo-jk.or.jp/kenei/>
【(株)東急コミュニティー】 <https://www.tc-hyougokenei.jp/>
【ＴＣ神鋼不動産サービス(株)】 <https://www.tckobel.co2103.jp/tss/hyogo-kenei/index.html>
【(株)兵庫県公社住宅サービス】 <https://www.hyogo-kjs.co.jp/>
【(株)穴吹ハウジングサービス】 <https://hyogo-kenjyu.com>